

令和7年第2回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

1 日 時 令和7年2月26日（水）午後3時～午後4時

2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議 件 「令和7年第2回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり

4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)

5 議 事 別紙のとおり

令和7年第2回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穂	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畠山主査

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第2回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、鮎岡委員と、山下委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和7年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請6件については、1月28日付で許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請1件については、1月28日付で知事あてに送付し、2月20日付で許可書が交付されております。 農地法第5条許可申請3件のうち、番号1、2については、1月28日付で知事あてに送付し、2月20日付で許可書が交付されております。 なお、番号3については、現時点では許可書は交付されておりません。 非農地証明願15件については、1月28日付で証明書を交付しております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、2月3日付で公告しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、1月28日付で金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、3月中旬の予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回、金城地区から1件、弓取地区から2件、湯涌地区、浅川地区、犀川地区、森本地区、大場地区から各1件、合計8件の申請がありました。</p> <p>番号1は、野田町及び大桑町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号2及び番号3は、磯部町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号4は、湯涌荒屋町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は、袋板屋町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号6は、辰巳町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号7は、南森本町の案件で、津幡町の居住者が、露地野菜の栽培を目的として金沢市内の生家近くで新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号8は、大場町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なおこ番号8に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、奥村委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、追って</p>

	<p>総会で報告いたします。</p> <p>以上、8件で、面積は合計 10,087 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号8につきましては、譲受人に鮎岡委員が組合員である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため鮎岡委員は、農業委員会法第 31 条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(鮎岡委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号8の譲受人に関しては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>異議なしと認め、議案第1号のうち、番号8の譲受人に関しては、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>それではここで、鮎岡委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(鮎岡委員 着席)</p> <p>次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号8の譲受人以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。

	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、潟津地区から1件、川北地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大河端町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、松寺町の案件で、賃借権の設定を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に松寺こども園と木島病院があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計1,284m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、奥村委</p>

	員から調査結果をご報告願います。
奥村委員	2月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います
事務局	地区担当委員の北山委員、下村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。 (質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第3号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は4ページです。 今回、金浦地区から、1件の申請がありました。 番号1は戸室新保の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 以上、1件で、面積は20.54m ² です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから8ページです。</p> <p>所有権移転について、河北潟地区から1件の申し出があり、農地の面積は11,882 m²で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>利用権貸借の一般分について、河北潟地区から3件、北塙地区から2件、計5件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が5年の再設定が1件、契約期間が1年の再設定が2件、契約期間が3年の再設定が2件で、面積は合計60,801 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計</p>

	画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は9ページから25ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>川北地区から4件、潟津地区から1件、森本地区から2件、崎浦地区から1件、大徳地区から1件、安原地区から1件、合計10件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が10年の新規設定の申し出について、賃借権の設定が5件、使用賃借による権利の設定が4件ありました。</p> <p>契約期間が9か月の再設定の申し出について、賃借権の設定が1件ありました。</p> <p>以上、10件で、面積は合計125,994.61m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号3及び4につきましては借受人が、下村委員が代表理事である法人となっている案件でございま</p>

	<p>す。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 3 及び 4 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号のうち、番号 3 及び 4 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、下村委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 3 及び 4 の借受人以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は26ページから34ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が7件で、面積は合計2,740m²、第5条が19件で、面積は合計11,608m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は35ページから36ページです。</p> <p>届出件数は3件、解約理由は売買及び契約内容の見直しのためで、面積は4,966m²です。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願い

	ます。
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は37ページから40ページです。</p> <p>届出件数は9件で、面積は合計18,872m²、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから4ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、三谷地区において、18,602m²を農用地区域へ編入することに伴うものです。なお、農用地区域内からの除外及び用途区分の変更はありま</p>

	<p>せん。</p> <p>3ページ及び4ページをご覧ください。車町い20番外46筆、18,602m²を三谷地区の県営ほ場整備事業の実施に伴い、田として農用地区域に編入するものです。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会長	<p>それでは最後に、1月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関し

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。